五城目町地域防災計画(平成29年3月修正)の要旨について

災害対策基本法(以下「災対法」という。)第42条1項の規定に基づき五城目町地域防災計画(以下「町地域防災計画」という。)を修正したので、同条第5項の規定に基づき、その修正の要旨について次とおり公表します。

【主な修正内容の根拠】

今回の地域防災計画の修正に係る主な修正内容の根拠は以下5つであり、これらにより修正を実施した。

- (1)津波防災地域づくりに関する法律(略称:津波法)による新しい「津波浸水想定域」が発表され、本町にも初めて想定域が示された。
- (2) 避難準備情報等の名称が変更された。
- (3) 馬場目川(水位周知河川)の基準水位の見直しが終了した。
- (4) 「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」の追加を行なった。
- (5) 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル(水害編)(土砂災害編)」を作成 、 した。

【主な修正内容の概要】

(1) 津波浸水想定域に対する対応について

津波防災地域づくりに関する法律(略称:津波法)による新しい「津波浸水 想定域」が発表され、本町にも初めて想定域が示された。想定域は、大川地区 飛地(通称:地先)=農地・道路(0.7km²)で最大1.0~2.0mであり、 住家から1km程離れ影響は限定的ではあるが、津波対策に関する事項について 追加する必要があり修正した。

なお、「災害応急対策計画」については、津波の特別警報にあたる大津波警報が発表された時のみ対応する内容とした。

(2) 避難準備情報等の名称変更について

平成28年8月末の台風10号による岩手県岩泉町の老人福祉施設の災害を 教訓に避難準備情報等の名称が改正され(以下参照)、平成28年12月26 日運用がスタートされており、これにともなう修正を実施した。

- ·避難準備情報 → **避難準備・高齢者等避難開始**
- ・避難勧告 → ※変更なし。
- ・避難指示 → 避難指示 (緊急)

(3) 馬場目川(水位周知河川) の基準水位見直しについて

平成26~28年度にかけて水防法による基準水位の見直しが実施されてきたが、残っていた以下の基準水位についても秋田県から示され運用されたことにより、修正をおこなった。

- ·避難判断水位 2.8 m→ 3.1 m
- ・氾濫危険水位 3.4 m→ **※変更なし。**

(4) 「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」の追加について

五城目高等学校を新たに指定緊急避難場所・指定避難所に追加した。

(5) 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル(水害編)(土砂災害編)」の作成に ついて

平成29年2月28日に上記マニュアルを作成したことにともない、整合性 を図るため計画を修正した。